

鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職業訓練センター条例の一部を改正する条例

鹿沼市職業訓練センター条例（平成23年鹿沼市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表第5研修室の項を削り、同表第2項を削り、同表第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。